

**なごみグループ(税理士・社労士)**

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

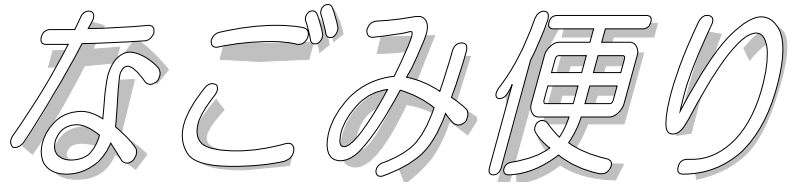
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

April, 2012



www.101dog.co.jp

## 雇用保険料率が改定されました

過ごしやすい気候になり、皆様気分も爽やかに新年度をスタートされたのではないのでしょうか。さて、4月と言えば、色々なことがスタートするとともに、変わる月でもあります。何かと忙しい時期ですが、変更の処理などお忘れなきようお気を付けください。

今月より雇用保険料率が次のとおり改定されました。給与計算時、控除額にご注意ください。

	改定前			⇒	改定後		
	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率		労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000	↙	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000		6/1000	10.5/1000	16.5/1000

給与から控除する保険料率

## 協会けんぽ・健康保険料率を改定

協会けんぽ(旧政管健保)の健康保険料率と介護保険料率が先月(3月)に改定されています。健康保険料等は、多くの会社では翌月支払の給与から控除していますので、3月の翌月つまり今月支払分の給与から保険料を変更しなければなりません。改定状況は次のとおりです。

	改定前		⇒	改定後	
	健康保険料率	介護保険料率		健康保険料率	介護保険料率
大阪府	9.56%	1.51%	⇒	10.06%	1.55%
兵庫県	9.52%	1.51%		10.00%	1.55%
京都府	9.50%	1.51%		9.98%	1.55%
奈良県	9.52%	1.51%		10.02%	1.55%
東京都	9.48%	1.55%	⇒	9.97%	1.55%
神奈川県	9.49%	1.55%		9.98%	1.55%
埼玉県	9.45%	1.55%		9.94%	1.55%
千葉県	9.44%	1.55%		9.93%	1.55%

## 医師国保も保険料を改定

医師国民健康保険組合(医師国保)でも保険料改定の動きがありました。医師国保は都道府県毎に組織されているため、加入されている組合により異なります。

HP上では大阪府医師国保の保険料改定が紹介されています。保険料改定がある場合には、通常は案内通知が送付されますが、大阪府以外の医師国保加入の事業主様もご確認くださいませようお願いします。

### 大阪府医師国保 4月～

	改定前	改定後
組合員(75歳未満)	22,000	26,100
組合員(75歳以上)	5,000	5,000
准組合員(75歳未満)	11,200	12,800
准組合員(75歳以上)	1,000	1,000
家族	9,400	10,700

介護保険料 3,000円 3,300円

## 被扶養者資格の再確認

というっかり  
手続き忘れていませんか？



今年も、協会けんぽの被扶養者資格の再確認が行われることになりました。健康保険の被扶養者として適正な認定が行われているかどうかの確認です。たとえば、  
従業員の子供が就職して勤務先で健康保険に自身で加入した  
従業員の配偶者がパートタイマーで、勤務日数が増え年間収入が130万円以上になった  
というような場合に、被扶養者から外すための届出（被扶養者異動届）を提出されましたか。このような届出漏れを確認するために行うのが、この手続きです。流れは次のとおりになっています。

5月下旬から6月下旬にかけて協会から書類が送られてきます。  
被扶養者状況リストに表示されている該当被扶養者が、現在も健康保険の被扶養者の条件を満たしているか確認し、被扶養者状況リストに必要事項記入、事業主印を押印。確認の結果、解除となる被扶養者については、同封の被扶養者調書兼異動届を記入し、該当被扶養者の被保険者証を添付。  
上記 及び を同封の返信用封筒にて提出。

**提出期限：平成24年7月末日**



## 労働者派遣法改正

先月末（3/28）改正労働者派遣法が成立しました。その概要は次のとおりです。

日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止  
派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化  
派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化  
雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示  
違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす

## 労働保険料の年度更新

今年も、もうすぐ年度更新の時期です。

**申告納付期間：6/1～7/10**

労働保険（労災保険と雇用保険）保険料は、保険年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）を単位として計算され、年度当初に概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算することになっています。従って、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を申告、納付するという手続が必要になります。

6月1日から7月10日までの間に、申告と納付を済ませる必要があります。



（文章担当：安野）

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください！

Q. ある日、動物園に行くと、オリが1つ空になっており、「NO17」と書かれた看板が近くに落ちていました。園内のガイドをしていた人は、それを見ると大慌てで逃げ出してしまいました。このオリにはいったい何がいたのでしょうか？